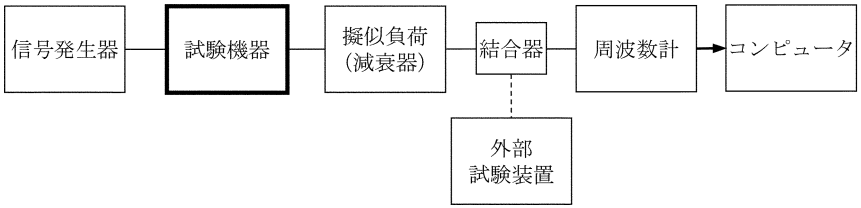
⑸　試験結果は、測定値とともに技術基準の許容値を表示する。また、入力した試験信号の情報（変調方式、サブキャリア間隔、入力レベルの測定値等）についても合わせて表示する。

⑹　測定値の算出に使用したバースト時間率（＝電波を発射している時間／バースト周期）は、測定条件とともに表示する。

二　周波数の偏差

1　測定系統図




2　測定器の条件等

⑴　周波数計は、波形解析器を用いる。

⑵　周波数計の測定確度は、設備規則で規定する許容偏差の１／10以下の確度とする。

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑶　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　試験機器の周波数の測定を行う。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

⑶　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

5　試験結果の記載方法

測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差をHz単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

6　その他

試験機器（再生中継方式の場合に限る。）を無変調状態とすることができる場合は、周波数計としてカウンタを用いて測定を行うことができる。

三　温湿度試験

別表第八十五の三の項に同じ。ただし、測定系統図は次のとおりとする。

